

努める予定です。

ツキノワグマの出没につきましては、夏までは少なかったものの、秋の栗や農作物の収穫期に向けて増えていき、檻による捕獲は8頭で、昨年より4頭の増となっています。今年はブナの結実状況が県全体として凶作となりまして、クマの冬籠りの遅れにより住宅地周辺での出没情報も相次ぎ、けがなどの人身事故が複数発生していることから、秋田県では「ツキノワグマ出没に関する警報」を12月31日まで延長しており、町としても広報等で警戒を促してまいります。

次に、開設して5年目となりました「木の駅事業」の実施状況ですが、今年も4月から11月末日まで未利用材を受け入れし、11月末で終了しています。今年は累計約870㎡の出荷があり、4,349千円の地元商店で使える利用券を発行していますので、その全額が町内消費に還元される見込みとなっています。今後も登録者に対して、積極的な出荷を呼びかけていきます。

◇秋田県国保連合会高額医療共同事業の算定誤りに伴う町の今後の対応

平成20年度から平成29年度まで、秋田県国保連合会が実施していました、高額医療費への財政負担の緩和に向けた支援策である「高額医療費共同事業」は、平成30年度の国民健康保険制度改正により、国保の保険者としての実施主体（財政主体）が県に移行したことから、国保連合会の事業から国と県の事業として継続さ

れているものです。

県が平成30年度分の算定を行った際に、前年度の数値が過大であったことから、国保連合会に対し疑義の照会を行ったところ、平成20年度から算定システムへの数値設定に誤りが生じていたことが判明いたしました。

これにより、県内全市町村において、過去の連合会への拠出金、国、県への負担金の差額精算が生じることになりました。

今後、県及び連合会では地方自治法第236条第4項「時効の中断」によって決定されます返還対象期間について、十分検討された後、市町村に対し、交付額の修正申請や交付額再確定通知書が發送されることとなります。

また、その後の精査により、連合会が事業主体である「保険財政共同安定化事業」につきましても交付金算定誤りが判明しています。

以上のことから、差額精算による返還金につきましては、返還金額や納付時期など決定次第、国民健康保険特別会計に予算計上し対応することになります。

主な議案内容

◎藤里町営墓地公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎特別職の職員で常勤のものの給与及び

旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

◎財産の処分について

一般会計補正予算

予算の総額に7,392万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を36億4,031万4千円としました。

歳出補正の主なものについてですが、まず、給与改定に伴い、職員手当等の補正を計上しています。総務費では、公共施設等維持整備基金への積立を計上しています。民生費では、自立支援給付費の増額などが主なものになります。農林水産業費では、10地区の分収林交付金の増額などが主なものになります。商工費では、農畜産物処理加工センターの加工品研究開発室エアコン設置工事費の増額などが主なものになります。土木費では、実績見込みによる減額、町営住宅明け渡し修繕費の増額などが主なものになります。教育費では、教師用指導書購入などの増額が主なものになります。

歳入の補正では、地方特例交付金の増額、自立支援給付費の国庫支出金、県支出金の増額、諸収入の分収林収入の増額、ハザードマップ策定事業が過疎債の対象にならなかったことによる、過疎債の減

額などが主なものになります。財政調整基金繰入金、今回の補正の歳入、歳出調整後の繰り入れを計上しています。

主な一般会計補正予算

(単位：千円)

歳入

自立支援給付費負担金（国庫）	10,323
自立支援給付費負担金（県）	5,161
緊急風しん抗体検査等事業費補助金	396
冬期防災訓練開催費負担金	300
分収林収入	46,196

歳出

公共施設等維持整備基金積立金	5,000
自立支援給付費	20,647
加工品研究開発室エアコン取付工事	2,145
分収林交付金	36,963
維持修繕費（住宅管理費）	1,000